

単位互換協定に基づく派遣聴講生制度についてQ & A

Q. この制度とは、またそのねらいは？

- A. 松山大学に在籍したまま、本学と協定を結んでいる大学で一定期間学ぶことが出来る制度です。（この期間は本学在学年数に算入される。）

協定校での留学期間は半年もしくは1年で、修得した単位のうち、本学の卒業単位として認められるものもあります。派遣先大学での学修はもとより、知己・経験・見識を広め、更にこの期間、松山大学を外から見つめ直すことにより、松山大学全体の発展に資するよう念願して設けられました。

すでに多くの学生がこの制度を利用しており、お互いに当大学では味わえない環境のなかで、学習に意欲をもって励んでいます。

Q. どういう科目を何単位まで履修することができますか？

また、それら科目の単位認定はどうなりますか？

- A. 派遣先大学の協定が結ばれている学部で開講されている科目なら、履修制限がなければ、原則としてどのような科目でも履修可能です。ゼミも可能な場合がありますので、指導教授によく相談して下さい。

ただし、履修登録単位は、派遣先の年間履修単位数を超えることはできません。

なお、派遣準備期間中に、履修科目予定（希望）計画表を提出していただくこととなっていますので、個々の科目が本学のどの科目に該当するのか、派遣先大学に赴く前によく承知しておいて下さい。不明な点は指導教授とよく相談して下さい。

なお、本学において卒業単位として認定される単位数の上限は合計 60 単位であり、各学部の定める年間履修単位数を超えての認定はできません。

Q. 派遣期間中の授業料はどうなるのでしょうか？

- A. 授業料その他の納付金は従来通り本学に納めることになります。

（派遣先大学との授業料との格差の関しては、協定に基づいて処理しますので、心配はいりません。）

なお、それ以外の費用、例えば下宿の家賃、食費、交通費等の生活費は、各自の負担になります。

Q. 派遣の選考方法は？

- A. 志願者が提出した書類の審査と面接より、選考します。

なお、その結果を派遣する大学に送り、受入認可の通知があつてはじめて正式に決定となります。